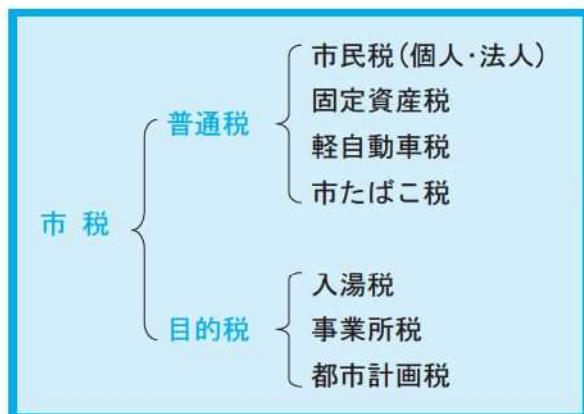


市税のあらまし

川崎市の市税は、次のとおりです(令和7年度)。



【普通税】

納められた税金の使いみちが法律や条例で特定されていない税をいい、どのような事業の費用にも充てることができます。

【目的税】

法律や条例により納められた税金の使いみちが特定されている税をいいます(川崎市の令和7年度予算でみますと、入湯税は消防施設整備事業に、事業所税は義務教育施設整備事業などに、都市計画税は下水道事業などに充てられています)。

市民税(個人・法人)

市町村は、全ての住民(個人のほか法人も含まれます。)の日常生活に直接結びついた行政サービスを提供していることから、そのために必要な経費をできるだけ多くの住民に負担していただくことが望ましいとされています。

市民税は、このような性格を最もよく表している税で、納税義務者を基準として、個人の市民税と法人の市民税に区分されます。また、市民税は、県民税と併せて一般に「住民税」と呼ばれており、「均等割」と「所得割」(法人の場合は「法人税割」)に区分されます。

【均等割】

所得が多いか少ないかにかかわらず、均等の税額を負担していただくものです。

【所得割(法人税割)】

所得(法人の場合は法人税額)に応じて負担していただくものです。これは、税金を負担できる力(担税力)に応じたものです。

個人の市民税

個人の市民税は、給与、商店経営による売上げ、アパートの賃貸料などの前年1年間の個人の所得に応じて課される税です(個人の県民税及び森林環境税(国税)については、個人の市民税とともに課税・徴収されるため、次の説明に併せて記載しています)。

■納税義務者

個人の市民税の納税義務者は下表のとおりです。住所や事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日(賦課期日)現在の状況で判断されます。

納 税 義 務 者	納めるべき税額	
区内に住所がある方	均等割と所得割	森林環境税
区内に事務所、事業所又は家屋敷がある個人で、その区内に住所がない方	均等割	

■非課税の範囲

1. 賦課期日現在の状況が次に該当する方は、均等割と所得割(森林環境税を含む)のいずれも課税されません。

(1)生活保護法の規定によって生活扶助を受けている方

(2)前年中の合計所得金額^{*1}が135万円以下で、次に掲げる方

ア 障害者 イ 未成年者 ウ 寡婦 エ ひとり親

(3)前年中の合計所得金額が次の金額以下の方

・同一生計配偶者^{*2}又は扶養親族がない方…35万円+10万円

- ・ 同一生計配偶者又は扶養親族がある方…35万円×(同一生計配偶者などの数+1)+21万円+10万円
- ※ (1)、(2)の非課税の範囲に該当するかどうかは、その年の賦課期日現在の状況で判断されます。

2. 前年中の総所得金額等^{*3}が次の金額以下の方は所得割が課税されません。

- ・ 同一生計配偶者又は扶養親族がない方…35万円+10万円
- ・ 同一生計配偶者又は扶養親族がある方…35万円×(同一生計配偶者などの数+1)+32万円+10万円

*1 合計所得金額…10ページ表1の所得の合計額(損失の繰越控除前・分離譲渡所得は特別控除前)

*2 同一生計配偶者…納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の方

*3 総所得金額等…10ページ表1の所得の合計額(損失の繰越控除後・分離譲渡所得は特別控除前)

■税 率

●均等割 年 額 市民税 3,000円 ※ 県民税は超過課税により300円が上乗せされています
県民税 1,300円 (下の1参照)。
計 4,300円

●所得割 次の比例税率によっています。 ※ 県民税は超過課税により0.025%が上乗せされています
市民税 8% (下の1参照)。
県民税 2.025%
計 10.025%

●森林環境税(国税) 年 額 1,000円

【所得割額の計算】

所得割額=課税所得金額(所得金額^{*1}-所得控除額^{*2})×税率-税額控除額^{*3}

*1 10ページ表1参照 *2 12~15ページ表4参照 *3 15~19ページ参照

1. 水源環境保全・再生のための個人県民税超過課税

良質な水を将来にわたって安定的に確保するため、平成19年度から令和3年度まで実施された個人県民税の超過課税は、令和4年度から令和8年度まで延長されています。

〈均等割の内訳〉

	標準税率	水源環境保全・再生の ための上乗せ分	合計
市民税	3,000円	—	3,000円
県民税	1,000円	300円	1,300円
市民税・県民税の合計	4,000円	300円	4,300円

〈所得割の内訳〉

	標準税率	水源環境保全・再生の ための上乗せ分	合計
市民税	8 %	—	8 %
県民税	2 %	0.025 %	2.025 %
市民税・県民税の合計	10 %	0.025 %	10.025 %

2. 森林環境税

森林環境税は、令和6年度から国内に住所がある個人に対して課税される国税です。市町村において、市民税・県民税均等割と併せて1人あたり年額1,000円を賦課徴収することとされており、前年中の所得に基づいて課税されます。

■所得金額

会社で支給された給料や事業を営んで得た収入などは、その内容によって10種類に分けられ、必要経費(給与所得の場合は給与所得控除)などを差し引いて所得金額を求めます(表1参照)。

●所得の種類とあらまし

表1

所得の種類 所得の内容	所得金額の計算方法
利子所得 公債や預貯金の利子など	収入金額＝利子所得の金額
配当所得 株式の配当、剰余金の分配、基金利息、証券投資信託の収益の分配金など	収入金額－元本を取得するために要した負債の利子＝配当所得の金額
不動産所得 家賃、地代、権利金、船舶や航空機の貸付料など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
事業所得 農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、医師その他の事業から生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
給与所得 給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額 (次ページ表2参照)
譲渡所得 土地・家屋、株式などの資産を譲渡した場合に生じる所得	収入金額－取得費及び譲渡費用－特別控除額＝譲渡所得の金額 ※ 株式などは、収入金額－取得費及び譲渡費用＝譲渡所得の金額
一時所得 賞金、懸賞当せん金、火災保険の満期返戻金、遺失物の拾得による報労金など	収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額＝一時所得の金額
雑所得 公的年金等(年金、恩給)、郵便年金、生命保険年金など、他のいずれにも当てはまらない所得	{公的年金等の収入金額－公的年金等控除額}(12ページ表3参照)＋{総収入金額(公的年金等に対するものを除く)－必要経費}＝雑所得の金額
退職所得 退職金や一時恩給などの所得	(収入金額－退職所得控除額)×1/2＝退職所得の金額 ※ 勤続年数5年以下で一定の条件に該当する退職所得については1/2を乗じる措置はありません。
山林所得 山林を譲渡することによる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額

※ 表1の所得の合計額を計算する場合は、総合課税の長期譲渡所得及び一時所得の金額は表1で求めた金額の1/2とします。

【退職所得について2分の1を乗じる措置がない場合】

1. 役員等としての勤務年数が5年以下の役員等が支払いを受ける特定役員退職手当等については適用がありません。
2. 令和4年1月1日以後に支払いを受ける退職金については、勤続年数が5年以下の特定役員退職手当等以外の退職金(短期退職手当等)において、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については適用がありません。

●給与所得の計算

給与所得については、給与収入から必要経費に代わるものとして、給与所得控除額を差し引いた額が給与所得金額となります(表2参照)。

表2

給与収入金額	給与所得金額	給与収入金額	給与所得金額
1円～ 550,999円	0円	*1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額×60%+ 100,000円
551,000円～1,618,999円	給与収入金額－550,000円 (給与所得控除額)	*1,800,000円～3,599,999円	給与収入金額×70%－ 80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	*3,600,000円～6,599,999円	給与収入金額×80%－ 440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,500,000円	給与収入金額×90%－1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,001円以上	給与収入金額－1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		

※ 表のうち*印の欄については、給与収入金額を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた額に4,000を乗じた額を給与収入金額として計算します。

【所得金額調整控除】

1. 前年の給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)①～③のいずれかに該当する場合、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

(1) 適用対象者

- ① 本人が特別障害者に該当する方
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する方
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方

(2) 所得金額調整控除額

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)－850万円}×10%＝控除額
(1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。)

※ この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。

2. 次の(1)に該当する方の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

(1) 適用対象者

前年の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える方

(2) 所得金額調整控除額

{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)}－10万円＝控除額

※ 「1」の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除します。

●年金所得の計算

国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金受給者については、必要経費に代わるものとして、公的年金等控除額を差し引いた額が年金所得金額となります(表3参照)。

表3

65歳以上の方 (昭和35年1月1日以前に生まれた方)		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入金額 (A)	330万円以下	A - 110万円	A - 100万円	A - 90万円
	330万円超410万円以下	A × 75% - 27.5万円	A × 75% - 17.5万円	A × 75% - 7.5万円
	410万円超770万円以下	A × 85% - 68.5万円	A × 85% - 58.5万円	A × 85% - 48.5万円
	770万円超1,000万円以下	A × 95% - 145.5万円	A × 95% - 135.5万円	A × 95% - 125.5万円
	1,000万円超	A - 195.5万円	A - 185.5万円	A - 175.5万円
65歳未満の方 (昭和35年1月2日以降に生まれた方)		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入金額 (A)	130万円以下	A - 60万円	A - 50万円	A - 40万円
	130万円超410万円以下	A × 75% - 27.5万円	A × 75% - 17.5万円	A × 75% - 7.5万円
	410万円超770万円以下	A × 85% - 68.5万円	A × 85% - 58.5万円	A × 85% - 48.5万円
	770万円超1,000万円以下	A × 95% - 145.5万円	A × 95% - 135.5万円	A × 95% - 125.5万円
	1,000万円超	A - 195.5万円	A - 185.5万円	A - 175.5万円

※ 表中の「A」は、その年に受給した公的年金等の収入金額の合計額です。

■所得控除

納税義務者に同一生計配偶者や扶養親族があるかどうかなど、個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を求めるため、所得金額から差し引かれるものをいいます(表4参照)。

表4

種 類	要 件
	控 除 額
雑 損 控 除	前年中の震災、風水害、冷害、火災その他の災害又は盗難横領による資産の損失(たな卸資産は除く。)
	次のいずれか多い額 ・(損失額 - 保険等により補填された額) - (総所得金額等 × 1/10) ・災害関連支出金額 - 5万円
医療費控除	1. 前年中の医療費等の支払 2. スイッチOTC医薬品の購入費(健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取組を行っている方が対象)
	1. (支払った医療費 - 保険等により補填された額) - {(総所得金額等 × 5/100) 又は10万円のいずれか少ない額}(限度額200万円) 2. (支払ったスイッチOTC医薬品の購入対価) - (12,000円)(限度額88,000円) ※ 「1」と「2」はいずれか一方を選択する必要があります。
社会保険料控除	前年中の社会保険料の支払及び給与からの控除
	支払った金額及び給与から控除された金額の全額
小規模企業共済等掛金控除	1. 前年中の小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金の支払 2. 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金の支払 3. 心身障害者扶養共済制度の掛金の支払
	支払った金額の全額

表 4

種 類	要 件
	控 除 額
生命保険料控除	前年中の生命保険契約・個人年金保険契約・介護医療保険契約に基づく掛金の支払
	【平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)】 支払った「一般の生命保険料の計」、「個人年金保険料の計」及び「介護医療保険料の計」をそれぞれ次の「1」～「4」に当てはめて計算した金額の合計額 1. 12,000円までの場合 支払保険料の全額 2. 12,000円を超え32,000円までの場合 . . 支払保険料×1/2 + 6,000円 3. 32,000円を超え56,000円までの場合 . . 支払保険料×1/4 + 14,000円 4. 56,000円を超える場合 28,000円
	【平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)】 支払った「一般の生命保険料の計」と「個人年金保険料の計」をそれぞれ次の「1」～「4」に当てはめて計算した金額の合計額 1. 15,000円までの場合 支払保険料の全額 2. 15,000円を超え40,000円までの場合 . . 支払保険料×1/2 + 7,500円 3. 40,000円を超え70,000円までの場合 . . 支払保険料×1/4 + 17,500円 4. 70,000円を超える場合 35,000円
	【新契約と旧契約の両方がある場合】 一般の生命保険料控除又は個人年金保険料控除については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約及び旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円) ※ 新契約と旧契約の両方がある場合で、旧契約で計算した控除額が28,000円を上回る場合、その金額を控除額とすることができます(上限額35,000円)。 ※ 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料それぞれで計算した控除額の合計適用限度額は、70,000円です。
地震保険料控除	1. 前年中の地震保険料(常時居住している家屋、又は家財等の資産を保険若しくは共済の目的とするもので、地震や噴火を原因とする火災等によって生じた損害に対して支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金) 2. 長期損害保険料【経過措置】(保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもので平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る保険料については従来の損害保険料控除が適用されます。)
	1. 支払った地震保険料の金額×1/2(限度額25,000円) 2. 長期損害保険契約の支払保険料を次に当てはめて得た金額 ・ 5,000円までの場合 支払保険料の全額 ・ 5,000円を超え15,000円までの場合 . . 支払保険料×1/2 + 2,500円 ・ 15,000円を超える場合 10,000円(限度額) 3. 「1」と「2」の両方がある場合はその合計(限度額25,000円) ※ 「2」の長期損害保険契約が「1」の損害保険契約等にも該当するときは、いずれか一方の契約に該当するものとして控除額を計算します。
障害者控除	障害者であるとき
	1 人につき260,000円(特別障害者は300,000円) ※ 同一生計配偶者又は扶養親族が同居特別障害者の場合は、上記の金額に23万円が加算されます(同居特別障害者控除)。同居特別障害者とは、本人、配偶者又は本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居している特別障害者の方です。

市民生活と市税

市税のあらまし
(市民税)

市税の納付

市税の証明書

税についての相談

市税の窓口

国税のあらまし

県税のあらまし

市税事務所・市税
分室などの所在一覧

表 4

種 類	要 件		
	控 除 額		
寡 婦 控 除	いわゆる「ひとり親」に該当せず、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方で、次の「1」と「2」のいずれかに当てはまるとき 1. 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる 2. 夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない		
	260,000円		
ひとり親控除	現に婚姻していない方又は配偶者の生死が明らかでない一定の方で、次の「1」～「3」の全てに当てはまるとき 1. 前年の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除く。)がいる 2. 前年の合計所得金額が500万円以下である 3. 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない		
	300,000円		
勤労学生控除	勤労学生で、前年の合計所得金額が75万円以下で給与所得等以外の所得が10万円以下の方		
	260,000円		
配偶者控除	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下であり、本人と生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下のとき (ただし、配偶者が事業専従者等に該当する場合を除く。)		
	控除の種類	本人の前年の合計所得金額	
		900万円以下	900万円超 950万円以下
	控除額		
	控除対象配偶者	33万円	22万円
配偶者特別控除	老人控除対象配偶者 (生年月日が昭和30年1月1日以前の方)	38万円	26万円
	本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円超133万円以下(給与収入金額の場合103万円超201.6万円未満)のとき		
	配偶者の前年の合計所得金額	本人の前年の合計所得金額	
		900万円以下	900万円超 950万円以下
	控除額		
	48万円超100万円以下	33万円	22万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円
	133万円超	0円	0円

表 4

種 類	要 件	
	控 除 額	
扶 養 控 除	本人と生計を一にする親族等の前年の合計所得金額が48万円以下のとき (ただし、親族等が事業専従者等に該当する場合を除く。)	
	・ 16歳以上19歳未満、 23歳以上70歳未満の扶養親族の場合 … 1人につき330,000円(一般扶養控除) ・ 19歳以上23歳未満の扶養親族の場合 … 1人につき450,000円(特定扶養控除) ・ 70歳以上の扶養親族の場合 …………… 1人につき380,000円(老人扶養控除) ・ 70歳以上の扶養親族で、本人又は配偶者の直系尊属であり、いずれかと同居して いる場合 …………… 1人につき450,000円(同居老親等扶養控除) ※ 扶養控除について、国外居住の方で30歳以上70歳未満の方は、次のいずれかに該 当する場合のみ対象になります。 ①配偶者 ②留学中 ③障害者 ④納税義務者から前年において生活費又は教育費に 充てるための支払を38万円以上受けている	
基 礎 控 除	本人の前年の合計所得金額	控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円
	2,500万円超	適用なし

※ 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除はありませんが、障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除の欄に記載されている「扶養親族」には、16歳未満の年少扶養親族も含まれます。

■税額控除

●調整控除

税源移譲により個々の納税者の方の負担が変わらないよう、所得税と市民税・県民税の人的控除額の差に基づく負担の増加を調整するためのもので、前年の合計所得金額が2,500万円以下の方については一定の額が税額から差し引かれます。

算出方法は、次のとおりです。

【合計課税所得金額*1が200万円以下の方】

次の「1」と「2」のいずれか少ない額に5%（市民税4%、県民税1%）を乗じた金額

1. 表5及び次ページ表6のうち、適用がある控除の金額の合計額
2. 合計課税所得金額

*1 「合計課税所得金額」とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいいます。

【合計課税所得金額が200万円を超える方】

次の「1」の金額から「2」の金額を控除した額（5万円を下回る場合は5万円）に5%（市民税4%、県民税1%）を乗じた金額

1. 表5及び次ページ表6のうち、適用がある控除の金額の合計額
2. 合計課税所得金額－200万円

表 5

控除の種類		金額	控除の種類		金額
障害者控除	普通	1万円	勤労学生控除		1万円
	特別	10万円	扶養控除	一般	5万円
	同居特別	22万円		特定	18万円
寡婦控除		1万円		老人	10万円
ひとり親控除	母	5万円		同居老親等	13万円
	父	1万円	基礎控除		5万円

表 6

控除の種類		本人の前年の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
		金額		
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円

●配当控除

配当所得などに対する、二重課税を排除する趣旨で定められており、配当所得の金額に次の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。

表 7

種 類	課税所得金額の合計額*2		1,000万円以下の部分に含まれる配当所得の金額		1,000万円超の部分に含まれる配当所得の金額	
			市民税	県民税	市民税	県民税
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配、証券投資信託又は特定株式投資信託の収益の分配に関する所得			2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に関する所得			1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に関する所得			0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

*2 表7中の「課税所得金額の合計額」は、課税総所得金額、上場株式等に係る課税配当所得の金額、課税短期譲渡所得金額、課税長期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいいます。

●住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年から令和7年までの間に居住し、所得税の住宅ローン減税制度(住宅借入金等特別控除)を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税において住宅ローン控除が適用されます。

【控除額の計算方法】

次の「1」と「2」のいずれか少ない金額が税額から差し引かれます。

1. 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額
2. 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額(限度額97,500円)*1

*1 居住年月が平成26年4月から令和3年12月*2までであって、当該住宅の取得等が特定取得(住宅の取得等に係る消費税等の税率が8%又は10%)又は特別特定取得(住宅の取得等に係る消費税等の税率が10%)である場合には、所得税の課税総所得金額等の7%(限度額136,500円)となります。

*2 特別特例取得(特別特定取得に該当する場合で、一定の期間内*3に住宅の取得等に係る契約を行った場合)である場合は、令和4年12月までになります。

*3 ・新築(注文住宅)の場合は令和2年10月～令和3年9月

・分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月～令和3年11月

●寄附金税額控除

次のいずれかに該当する寄附金がある場合には、一定の額が税額から控除されます。

1. 地方公共団体に対する寄附金
2. 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの
3. 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの
4. 神奈川県又は川崎市の条例により指定する寄附金

(川崎市が指定する寄附金は川崎市ホームページ「個人住民税の寄附金税額控除の制度について」
(<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000020376.html>) をご覧ください。)

- ・寄附金額が2,000円を超える部分について税額控除されます。
- ・被災地義援金として日本赤十字社、中央共同募金、日本政府などに寄附した場合は、「1」に該当する寄附金として控除を受けられる場合があります。

【控除額の計算方法】

次の「1」と「2」の合計額が個人住民税の税額控除となります。

1. 基本控除額^{*4}

市民税控除相当額＝(寄附金の合計額－2,000円)×8%

県民税控除相当額＝(寄附金の合計額－2,000円)×2%

^{*4} 寄附金の合計額は総所得金額等の30%が限度額となります。

2. 特例控除額^{*5}(地方公共団体に対する寄附金(令和元年6月1日以降は総務大臣が指定するものに限る。)に適用)

控除額＝(地方公共団体への寄附金の合計額－2,000円)×
{90%－(所得税の限界税率^{*6}×1.021(復興特別所得税分))}

市民税控除相当額＝控除額×4/5

県民税控除相当額＝控除額×1/5

^{*5} 特例控除の限度額は、個人住民税所得割(特別税額控除(定額減税)の対象となる方は、特別税額控除前の所得割)の20%になります。

^{*6} 「所得税の限界税率」とは、寄附を行った方に適用される所得税の最も大きな税率のことで、課税される所得が多くなるほど大きくなります。

復興特別所得税の創設に伴い、平成26年度から令和20年度までの寄附金税額控除の算定において、復興特別所得税2.1%に対応する率を減ずる調整が行われます(所得税と個人住民税の控除の合計額に変更はありません。)



【手続】

1. 所得税及び市民税・県民税で控除を受けようとする方

寄附を行った先の団体が発行した領収証書を添付又は提示し、税務署へ確定申告をしてください。

※ 地方公共団体への寄附の場合、領収証書ではなく、ポータルサイト等を運営する特定事業者(国税庁ホームページでご確認ください。)が発行する「寄附金控除に関する証明書」を添付することもできます。

2. 市民税・県民税のみ控除を受ける方

市民税・県民税の申告書又は市民税・県民税寄附金税額控除申告書にて、お近くの市税事務所・市税分室へ申告してください。

～ふるさと納税ワンストップ特例制度のご案内～

税控除を受けるための確定申告が不要になります

寄附した方が、寄附先の団体へワンストップ特例の申請をすることにより、確定申告をしなくても、税控除の適用を受けることができます。なお、令和元年6月1日からは総務大臣の指定を受けた団体に限られます。

確定申告を行った場合と同額の税控除が受けられます

ワンストップ特例が適用される場合は、寄附を行った翌年度の市民税・県民税（個人住民税）において、所得税（国税）控除分相当額を含めて控除されます（確定申告を行った場合と同額が控除されます。）。

●申請の対象となる方

次の「1」及び「2」に該当する方について、申請することができます。

1. 「確定申告」及び「市民税・県民税の申告」をする予定のない方（地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者）

※ 申請後、確定申告等をする場合、ワンストップ特例が適用されないことになりますので、申請した全ての寄附金について、扶養控除、医療費控除、ふるさと納税以外の寄附金その他の申告事項と併せて必ず申告するよう、ご注意ください。

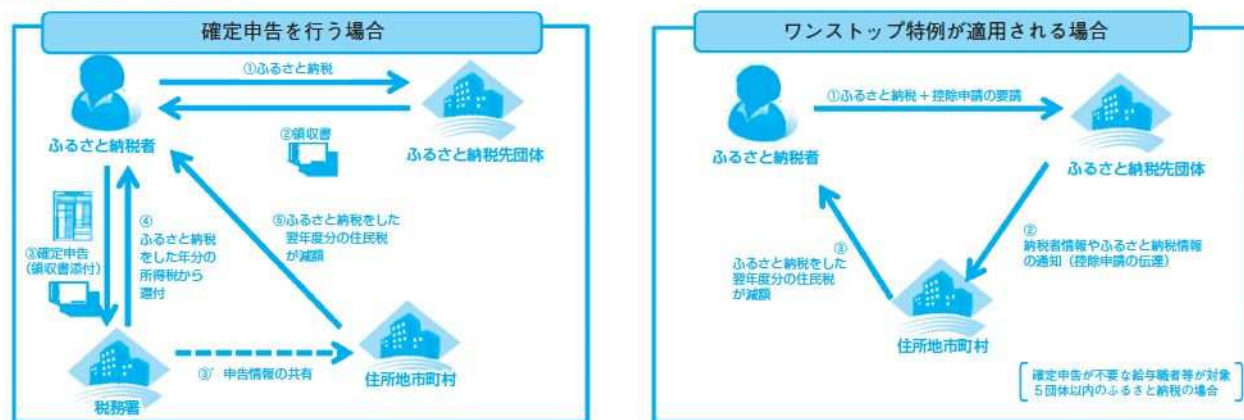
2. 1月1日から12月31日の間にワンストップ特例の申請が5団体以下と見込まれる方（地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者）

※ 5団体を超過して申請した場合、申請は全てなかったものとなります。

●申請の手続

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載の上、ふるさと納税（寄附）をする際に、寄附先の団体のふるさと納税担当窓口へ申請してください。なお、申請書は川崎市ホームページ（<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000066575.html>）から取得できます。

●税控除までの流れ



※ ワンストップ特例が適用されない場合は、その旨の通知が送付されます。その場合、確定申告等を行う必要があります。

- ・「川崎市市税条例の規定による寄附金指定一覧」にある法人（「川崎市市税条例の規定による寄附金指定一覧」の法人、「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の規定によるNPO法人一覧」の両方に記載されている法人も同じです。）に対して寄附を行った場合、確定申告することによって、市民税の寄附金税額控除及び所得税の寄附金控除の適用を受けることができます。

この場合、市民税・県民税寄附金税額控除申告書の提出は不要です。

- ・「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の規定によるNPO法人一覧」にある法人に対して寄附を行った場合、市民税・県民税寄附金税額控除申告書を提出することによって、市民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます（所得税の寄附金控除の対象にはなりません。）。

※ 「川崎市市税条例の規定による寄附金指定一覧」及び「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の規定によるNPO法人一覧」は川崎市ホームページ（<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000020376.html>）をご覧ください。

●控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税

令和6年中の合計所得金額が1,805万円以下で、市民税・県民税所得割が課税される方のうち、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（国外居住者は除く。）がいる方について、市民税・県民税所得割から1万円を控除します。

※ 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とは、令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者の配偶者であり、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の方を指します。

このほか、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除がありますが、詳しい内容は市税事務所市民税課市民税係・市税分室市民税担当へお問い合わせください。

【令和7年度の市民税・県民税・森林環境税の計算例】

家族構成 …………… 夫婦と子供2人(妻子は所得なし、夫婦共に43歳、子は17歳と11歳)
 前年中の収入 …………… 給与収入金額 7,633,000円
 前年中の社会保険料支払額 …………… 770,500円
 前年中の生命保険料等支払額 …………… 300,000円(新契約の一般生命保険、個人年金、
 介護医療保険ともに各100,000円)

●課税所得金額	
所得金額(収入金額－必要経費) 7,633,000円－1,863,300 円＝5,769,700円…①(給与所得金額 11 ページ表 2 参照)	
所得控除額(12～15 ページ表 4 参照)	
・ 社会保険料控除額 770,500円(全額)	} 所得控除額の計 …… 1,930,500 円…②
・ 生命保険料控除額 70,000円(限度額)	
・ 配偶者控除額 330,000円	
・ 扶養控除額 330,000円	
・ 基礎控除額 430,000円	
※ 16 歳未満の扶養親族に係る扶養控除はありません。	
課税所得金額 …… ①－②＝3,839,200円⇒3,839,000円…③*1	
●調整控除前の所得割額	
市 民 税	県 民 税
③×8% (税率)＝307,120円…④	③×2.025% (税率)＝77,739円…⑤
●調整控除額	
③が200万円を超える方に該当	
・ 人的控除額の差の合計 …… 150,000円(15 ページ表 5 及び16ページ表 6 参照)	
150,000円－(3,839,000円－2,000,000円)＝－1,689,000円…⑥	
⑥<50,000円	
50,000円×4%＝2,000円…⑦	50,000円×1%＝500円…⑧
●調整控除後の所得割額	
④－⑦＝305,120円⇒305,100円…⑨*2	⑤－⑧＝77,239円⇒77,200円…⑩*2
●均等割額	
均等割額 …… 3,000円…⑪	均等割額 …… 1,300円…⑫
●森林環境税額	
森林環境税額 …… 1,000円…⑬	
●年税額	
⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＝387,600円	

*1 1,000円未満切捨て

*2 100円未満切捨て

■所得割の課税の特例

●退職所得に対する課税の特例

退職所得については、他の所得と分離して課税され、退職金などの支払者がその支払いをするときに、支払額から差し引いて市に納入することになります。

$(\text{退職金などの収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{税率(市民税6\%、県民税4\%)} = \text{所得割額}$

※ 特定役員退職手当等及び短期退職手当等（退職所得控除額控除後の金額が300万円超の部分）については、1/2を乗じる措置がありません。

●土地、建物等の譲渡所得の課税の特例

土地、建物等を譲渡した場合の所得については、他の所得と分離して課税されます。また、譲渡した資産の所有期間（譲渡をした年の1月1日現在での所有期間）によって、長期譲渡所得（5年超）と短期譲渡所得（5年以下）に区分されます。

1. 課税される譲渡所得金額の計算

$\text{譲渡所得の収入金額} - \text{取得費及び譲渡費用} - \text{特別控除額}^* = \text{譲渡所得金額}$

* 居住用財産を譲渡した場合の特別控除額3,000万円などがあります。

- ・「優良住宅地の造成等のための譲渡及び居住用財産の譲渡」の場合には、長期譲渡所得に対する課税の特例があり、「国・地方公共団体等への譲渡」の場合には、短期譲渡所得に対する課税の特例があります。
- ・長期譲渡所得、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失は、他の所得との通算及び翌年度以降への繰越しは認められません。

2. 税額の計算(通常の場合)

$\text{譲渡所得金額} \times \text{税率}$

所有期間による区分	税 率	
	市民税	県民税
長期譲渡所得（5年超）	4 %	1 %
短期譲渡所得（5年以下）	7.2 %	1.8 %

このほかの課税の特例に、株式等の譲渡所得等に対するもの、先物取引に係る雑所得等に対するものなどがあります。詳しい内容は市税事務所市民税課市民税係・市税分室市民税担当へお問い合わせください。

■申 告

1月1日（賦課期日）現在に市内に住所のある方は、毎年3月15日までに前年中の所得を申告しなければなりません。ただし、次に該当する方を除きます。

1. 前年分の所得税の確定申告書を提出した方
2. 前年中の収入が給与だけの方で給与支払報告書（年末調整の済んだもの）が勤務先から提出されている方
3. 前年中の収入が公的年金等だけの方（生命保険料などの控除を受ける方は申告が必要です。）

■納付納入の方法

納め方には、「普通徴収」と「特別徴収」の2つの方法があります。

●普通徴収

事業所得者など、給与所得者及び一定の年金受給者以外の方の市民税・県民税・森林環境税は、納税通知書により、6月、8月、10月、翌年1月の通常年4回に分けられた税額を、それぞれの納期限までに納めていただきます。

●特別徴収

【給与所得者に係る特別徴収】

給与所得者の市民税・県民税・森林環境税は、給与支払者（特別徴収義務者）が毎月の給与を支払う際に、市から送付された特別徴収税額の通知書により定められた税額分を差し引き、これを取りまとめ、翌月の10日までに納入することになります。

また、退職などにより給与の支払いを受けなくなった場合は、残りの税額を「普通徴収」の方法によって納めていただきます。

【公的年金受給者に係る特別徴収】

一定の公的年金受給者の市民税・県民税・森林環境税は、年金支払者（特別徴収義務者）が毎支給月に年金を支払う際、市から通知された税額を差し引き、これを取りまとめ、翌月の10日までに納入することになります。

また、この公的年金からの特別徴収が適用される初年度については、6月及び8月に「普通徴収」の方法によって納めていただき、10月から「特別徴収」の方法により、納めていただきます。

適用2年度目以降については、4月、6月及び8月に前年度の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額を3回に分けて仮徴収として納めていただき、その後算出された年税額と仮徴収の合計額との差額を10月、12月及び翌年の2月にて本徴収として納めていただくことになります。

～事業主の皆様へ～

●市民税・県民税・森林環境税特別徴収実施のお願い

事業主の皆様には、所得税の源泉徴収と同様に、従業員の方に支払う月々の給与から市民税・県民税・森林環境税を差し引き、従業員の方に代わって市町村へ納入すること（特別徴収）が法令により義務付けられています。

川崎市では神奈川県及び県内市町村と連携して、県内の事業主の皆様に対して市民税・県民税・森林環境税の特別徴収を推進する取組を行っています。

現在、特別徴収を行っていない事業主の皆様におかれましては、早期に特別徴収を実施していただきますようお願いいたします。



【特別徴収になると】

従業員の方

従業員の方がご自分で納付する場合は、年4回に分けて納めていただきますが、特別徴収の場合は年12回に分けて納めていただきますので、1回あたりの負担額が少なくなります。

事業主の方

給与から差し引く市民税・県民税・森林環境税の税額は各市町村が計算し、事業主の方へ通知します。所得税の源泉徴収のように、事業主の方が税額を計算する必要はありません。

●給与支払報告書等の電子提出が義務化されました

基準年（前々年）に税務署に提出する給与所得の源泉徴収票又は公的年金等の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上である給与支払者等については、各市町村に提出している給与支払報告書や公的年金等支払報告書をeLTAX（エルタックス）*、光ディスク、磁気ディスクにより電子データで提出していただくこととなりました。

* eLTAXについては、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

●給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化について

平成29年1月から、eLTAXを利用して、給与や公的年金等の支払報告書の電子申告用のデータを作成する際、税務署に提出が必要な源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータも同時に作成することができるようになりました。また、同時に作成したデータは、eLTAXに一括して送信することで支払報告書は各市町村に、源泉徴収票についてはe-Taxで事業者の方の所轄税務署にそれぞれ提出されます（以下「一元化」といいます。）。

※ PCデスク及び一元化対応税務ソフトに限ります。

●市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額通知の電子化について

特別徴収義務者用の市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額通知について、電子データでの受取を希望した場合は、eLTAXを通じて電子データでの受取が可能です。このことより、電子データを用いて、給与システム等に課税額を取り込むことができます。

また、令和6年度より、納税義務者用の特別徴収税額通知についても、電子データでの受取を希望した場合は、eLTAXを通じて電子データでの受取が可能となりました。

Q&A

市民税

☆年の途中で引っ越しした場合は？

Q わたしは、令和7年3月7日に川崎市から相模原市へ引っ越ししました。ところが、6月に川崎市から令和7年度の市民税・県民税・森林環境税の納税通知書が送られてきました。



引っ越ししても、引っ越し前の川崎市に市民税・県民税・森林環境税を納めるのでしょうか。

A 市民税・県民税・森林環境税は、その年の1月1日現在に住んでいる方に対して、前年中の所得をもとにして、1年分の市民税・県民税・森林環境税を課税することになっています。

したがって、あなたの場合は、令和7年1月1日現在川崎市に住んでいましたので、その後相模原市へ引っ越ししたとしても、令和7年度分の市民税・県民税・森林環境税は相模原市ではなく、川崎市に納めていただきます。

☆退職後の納め方は？

Q わたしは、令和7年7月末日で会社を退職します。令和7年度市民税・県民税・森林環境税の7月分は給料から差し引かれますが、退職後はどのようにして残りの市民税・県民税・森林環境税を納めればよいのでしょうか。

A 給与所得者の場合は、年税額を6月から翌年の5月までの12回に分けて、会社が毎月の給料から差し引いて納入することになっています。あなたの場合は、退職のため今年8月から来年5月までの分が給料から差し引けなくなりますので、残りの分について、あらためて納税通知書をお送りいたします。納税通知書に同封された納付書を使ってお納めください。

※ 会社（特別徴収義務者）からあなたが退職された旨の内容を記載した「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出していただく必要があります。

（参考）

6月1日から12月31日までの間に退職される方で、残りの税額的全額一括徴収を希望する方は、勤務先に申し出ることが必要です。

なお、1月1日から4月30日までの間に退職された方で、5月31日までに残りの税額を超える給料又は退職手当などが支払われる場合は、申出の有無に関係なく、そこから全額一括徴収されます。

☆給与以外に副収入がある場合の市民税・県民税の申告は？

Q わたしは、勤務のかたわら仕事関係の雑誌に原稿を書き、その所得が18万円ほどあります。所得税の場合は20万円以下であれば申告不要と聞いていますが、市民税・県民税の申告はする必要があるのでしょうか。

A 所得税では、所得の発生した時点で源泉徴収を行っていることなどの理由から、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告不要とされていますが、市民税・県民税では、このような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額が計算されることとなりますので、給与所得以外の所得がある場合には、所得の多寡にかかわらず申告しなければなりません。



市民税



☆昨年亡くなった方の市民税・県民税・森林環境税は？

Q わたしの夫は、令和7年3月に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対する市民税・県民税・森林環境税は、どうなるのでしょうか。

A 市民税・県民税・森林環境税は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。したがって、令和7年1月2日以降に死亡された方に対しては、令和7年度の市民税・県民税・森林環境税が課税されることとなります。なお、令和8年度からは課税されません。

☆パート収入に対する税金は？

Q わたしは、パートで働いていますが、収入がいくらまでなら税金がかからないのでしょうか。

また、わたしの収入がいくらまでなら夫は配偶者控除や配偶者特別控除を受けられるのでしょうか。

A あなた本人にかかる税金は、あなたのパート収入が103万円以下であれば所得税がかからず、100万円以下であれば市民税・県民税・森林環境税もかかりません。

次に、夫の配偶者控除と配偶者特別控除については、あなたの収入金額が次のように影響します。

【配偶者控除】

夫の合計所得金額が1,000万円以下の場合で、あなたの収入金額が103万円以下であれば受けられます。ただし、夫の収入金額によって控除額が変動します。

【配偶者特別控除】

夫の合計所得金額が1,000万円以下の場合で、あなたの収入金額が103万円超201万6千円未満であれば受けられます。ただし、夫とあなたの収入金額によって控除額が変動します。

これらの関係をまとめると下表のようになります。

パートの年間収入	パート労働者への税金		パート労働者の配偶者が 控除を受けられるかどうか	
	所得税	市民税・県民税 森林環境税	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
100万円超～103万円以下				
103万円超～201万6千円未満	かかる	かかる	受けられない	受けられる
201万6千円以上				受けられない

※ 合計所得金額1,000万円は給与収入にすると1,195万円になります。



市民税

☆住まいの区以外の区に事務所（店舗など）がある場合は？

Q わたしは、妻と二人で高津区に住み、個人商店を経営しております。令和6年中に宮前区にも新しく店を出したところ、今年の6月に、2通もの納税通知書が送られてきました。2通もの納税通知書が送られてくるのは、おかしいのではないのでしょうか。



A 個人の市民税・県民税では、住所地以外の区に事務所、事業所又は家屋敷がある方は、収入に対して課税される市民税・県民税とは別に、区毎に均等割が課税されることになっています。

したがって、あなたの場合、あなたの収入に対して課税される市民税・県民税と住所地以外にある店舗に対して課税される市民税・県民税（均等割）があるため、納税通知書が2通送られたのは誤りではありません。

なお、納税通知書に「所得等明細」を添付していますので、課税内容の確認にお役立てください。

☆昨年から外国で勤務している場合は？

Q わたしは、会社に勤務し、市内の寮に住んでいましたが、令和6年7月1日付で2年間外国に転勤することになり、同日に出国しました。令和7年度も市民税・県民税・森林環境税が課税されるのでしょうか。

A 日本国内に居住していた方が、出国により1月1日現在、国内に住所がない場合及び国内に事務所、事業所又は家屋敷がない場合は、個人の市民税・県民税・森林環境税の納税義務はないとされています。

ただし、たまたま1月1日に出国していた方でも、その方の出国の期間、目的、出国中の居住の状況などから単に旅行にすぎないと判断される場合には、出国前に居住していたところに住所があるものとして取り扱われます。

あなたの場合は、令和7年1月1日現在、2年間の海外勤務のため日本を出国していて、国内に住所がありませんので、令和7年度の市民税・県民税・森林環境税は課税されません。

(参考)

外国人の方の課税について、特別永住者と在留期間が3か月を超える中長期在留者（観光などの短期滞在者を除きます。）等で住民票が作成される外国人の方は、日本人の方と同様に1月1日現在の住民票に基づいて市民税・県民税・森林環境税が課税されます。



法人の市民税

法人の市民税は、区内に事務所や事業所又は寮などを有する法人に課される税で、「均等割」と「法人税割」に分類されます。

(注) 法人には、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(以下「人格のない社団等」といいます。)並びに法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される法人及び個人(以下「受託法人」といいます。)も含まれます。

■納税義務者

納 税 義 務 者	納めるべき税額
区内に事務所又は事業所を有する法人及び人格のない社団等	均等割と法人税割
区内に寮などを有する法人及び人格のない社団等で、その区内に事務所又は事業所を有しないもの	均等割
区内に事務所又は事業所を有する受託法人(受託法人としての納税義務)	法人税割

※ 新たに上記に該当することになった場合は、届出が必要です。

■税 率

●均等割

均等割額＝税率(年額)×区内に事務所、事業所又は寮などを有していた月数÷12

法人等の区分		税率(年額)	
		区内の従業者数50人以下	区内の従業者数50人超
公共法人、公益法人等 など		5万円	
資本金等の額	1,000万円以下である法人	5万円	12万円
	1,000万円を超え1億円以下である法人	13万円	15万円
	1億円を超え10億円以下である法人	16万円	40万円
	10億円を超え50億円以下である法人	41万円	175万円
	50億円を超える法人		300万円

- 均等割額は、事務所、事業所又は寮などが所在する区ごとに算定します。
- 「公共法人、公益法人等 など」とは、次のものです。
 - ・ 公共法人(法人税法別表第一に掲げる法人)
 - ・ 公益法人等(地方税法第294条第7項に規定する法人のうち法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものの以外のもの)
 - ・ 人格のない社団等
 - ・ 一般社団法人及び一般財団法人(いずれも非営利型法人に該当するものを除きます。)
 - ・ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの
- 資本金等の額とは、原則として、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算した額となります。ただし、当該金額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を税率区分の判定に用いる額とします。

なお、保険業法に規定する相互会社は、純資産額を資本金等の額とし、税率区分を判定します。

●法人税割

法人税割額＝課税標準となる法人税額×税率

資本金の額又は出資金の額	税率	
	平成26年10月1日以後に 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
10億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社 及び受託法人	12.1%	8.4%
5億円以上10億円未満の法人	10.9%	7.2%
5億円未満の法人、資本又は出資を有しない法人 及び人格のない社団等	9.7%	6.0%

○ 川崎市と他の市町村に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準となる法人税額を市町村ごとの従業者数を基準にあん分して法人税割額を求め、その額を納めることになります。

■申告と納付の方法

納税義務者である法人が税額を算出して申告し、その申告した税額を納めることになります。

主な申告の種類	申告納付の期限	納める税額
中間申告 (普通法人で事業 年度が6か月を 超え、法人税の 予定申告税額が 10万円を超える 場合、申告納付 します。)	事業年度開始の 日以後6か月を 経過した日から 2か月以内	次のいずれかの申告方法による均等割額と法人税割額の合計額 ア 予定申告 事業年度開始の日以後6か月の期間中に事務所又は事業所を有 していた月数分の均等割額と、前事業年度の法人税割額に6を乗 じ前事業年度の月数で除して計算した法人税割額との合計額 イ 仮決算による中間申告 事業年度開始の日以後6か月の期間中に事務所又は事業所を有 していた月数分の均等割額と、その期間を1事業年度とみなして 計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額
確定申告	原則として事業 年度終了の日の 翌日から2か月 以内	均等割額と法人税割額の合計額 ただし、中間申告を行った税額がある場合の納付額は、その税額を 差し引いた額

※ 法人税について、確定申告書の提出期限の延長に関して税務署長の承認を受けた場合には、当該延長された期間、法人市民税の確定申告書の提出期限も延長されます。

※ 市内の2以上の区に事務所、事業所又は寮などがある場合の均等割額の申告は、区ごとに算定した均等割額を合計し、一括して申告することになります。

●申告書の提出先

かわさき市税事務所法人課税課諸税係

●大法人の電子申告義務化について

平成30年度税制改正により、大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人市民税の申告は、地方税ポータルシステム「eLTAX」により提出しなければならないこととされました。

- ・大法人とは、次に掲げる内国法人をいいます。
 - (1)事業年度開始の日において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
 - (2)相互会社、投資法人及び特定目的会社
- ・eLTAXの概要については、49ページの「eLTAXのご案内」をご覧ください。
- ・電子申告義務化の詳細については、次のホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01252>
 (eLTAXホームページ：大法人の電子申告義務化に係る特設ページ)

超過課税について

法人市民税の法人税割について、超過課税を実施しています。この超過課税分は、学校教育施設や都市基盤整備に要する費用の貴重な財源として活用しています。

令和7年度予算では、対象事業の事業費約251億円に対して超過課税分約30億円を充当しています。